

令和8年1月16日
令和8年6月25日改正
令和8年9月18日改正

習志野市地域子育て支援拠点事業における悪天候時の対応について

近年の台風や大雨発生等の天候悪化に伴う自然災害の状況を踏まえ、お子様や保護者等の安全を確保するべく、これらの状況が予想される場合における、習志野市地域子育て支援拠点事業の対応については以下のとおりとします。

保護者の皆さまには、天候悪化に伴う施設の対応について、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 判断を行う時点

原則として、当日の午前6時時点の状況により判断します。また、午前6時以降の対応については、下記のとおりとします。

【時間に応じた対応】

●午前6時から午前9時までの間に休所基準に該当した場合

休所とします。

●午前9時以降に休所基準に該当した場合

既に来所されている方については、安全確保の観点から施設内での待機を可能といたします。

●午前6時以降に休所基準に該当しなくなった場合

午前中の早い段階(午前10時頃まで)に休所基準に該当しなくなった場合、施設の状況等により開所が可能であると判断したときは開所します。

2. 対象施設

習志野市内において、地域子育て支援拠点事業を行っている、下記の市立施設を対象とします。

施設名	施設名
習志野市こどもセンター(鷺沼)	新習志野こども園こどもセンター
東習志野こども園こどもセンター	向山こども園こどもセンター
杉の子こども園こどもセンター	藤崎こども園こどもセンター
袖ヶ浦こども園こどもセンター	きらっ子ルームやつ
大久保こども園こどもセンター	

3. 休所基準

気象庁が習志野市に警戒レベル3相当以上の防災気象情報を発表した場合、休所とします。ニュースや気象庁のホームページなどで御確認ください。

4. その他

- (1) 休所状況等については、市ホームページ等でお知らせします。
- (2) 休所基準に該当しない場合であっても、施設の状況等により安全の確保が難しいと判断した場合は臨時の休所とすることがあります。
- (3) 悪天候が予想される場合、当日の午前6時より前に休所の決定をすることがあります。
- (4) 悪天候が予想される場合の講座やイベントに関しては、気象情報等を考慮し前日の午後3時までに実施の可否を判断し、市ホームページ等でお知らせします。
- (5) 悪天候が予想される場合のご利用は、お子様や保護者の安全を最優先にご検討くださいますようお願いいたします